

地下水の採取の届出を要する地域の指定

平成12年9月29日

告示第548号

改正 平成16年11月30日告示第610号 平成16年12月17日告示第650号
平成17年3月22日告示第189号 平成17年12月20日告示第670号
平成18年9月29日告示第567号 平成21年5月1日告示第169号
平成21年5月29日告示第209号

群馬県の生活環境を保全する条例（平成12年群馬県条例第50号）第52条第1項の規定により、地下水の採取の届出を要する地域を次のとおり指定し、平成12年10月1日から施行する。

前橋市（旧富士見村、旧大胡町、旧宮城村及び旧粕川村の区域を除く。）、高崎市（旧倉渕村、旧箕郷町、旧群馬町、旧榛名町、旧新町及び旧吉井町の区域を除く。）、伊勢崎市（旧赤堀町の区域を除く。）、太田市、館林市、佐波郡玉村町及び邑楽郡の区域（「旧」を付けた市町村の名称及びその地域は、平成16年4月1日におけるものとする。）

前 文（抄）（平成16年11月30日告示第610号）
平成16年12月5日から施行する。

前 文（抄）（平成16年12月17日告示第650号）
平成17年1月1日から施行する。

前 文（抄）（平成17年3月22日告示第189号）
平成17年3月28日から施行する。

前 文（抄）（平成17年12月20日告示第670号）
平成18年1月23日から施行する。

前 文（抄）（平成18年9月29日告示第567号）
平成18年10月1日から施行する。

前 文（抄）（平成21年5月1日告示第169号）
平成21年5月5日から施行する。

前 文（抄）（平成21年5月29日告示第209号）
平成21年6月1日から施行する。